

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
動物愛護管理センター	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="507 575 1641 737"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 575 744 653">品種</th> <th data-bbox="744 575 1032 653">品目 商品名</th> <th data-bbox="1032 575 1317 653">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1317 575 1466 653">数量</th> <th data-bbox="1466 575 1641 653">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 653 744 737">雑品類</td> <td data-bbox="744 653 1032 737">雑品類 猫用ケージ</td> <td data-bbox="1032 653 1317 737">昭和63年11月16日</td> <td data-bbox="1317 653 1466 737">1</td> <td data-bbox="1466 653 1641 737">155,000円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	雑品類	雑品類 猫用ケージ	昭和63年11月16日	1	155,000円	<p>検出事項について、原因を確認し、速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div data-bbox="1709 590 2754 873" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額								
雑品類	雑品類 猫用ケージ	昭和63年11月16日	1	155,000円								
措置の内容												
<p>現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、センターへの移転の際に不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。このため、廃棄済である当該備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。今後は、物品を廃棄する際は、複数の職員で備品台帳を確認した上で、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年10月15日）